

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 藤和会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤和会（以下「当法人」という）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事、監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、当法人を主たる勤務場所として継続的に就業する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(常勤役員の報酬等)

第4条 常勤役員に対する報酬等は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表（別表第1）に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。但し、常勤理事に対しては、賞与を支給することができる。

(非常勤役員及び評議員の報酬等)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとし、賞与は支給しない。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員及び評議員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(期末手当)

第7条 常勤役員に対しては期末手当を支給することができる。ただし、当法人の経営状況等によっては支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、職員給与支給規定に準ずる。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(交通費)

第10条 理事会・評議員会・監事監査会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

- (1) 常勤役員については、交通費届によって申し出された金額を毎月報酬の支給日に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。
 - (2) 非常勤役員および評議員については、交通費届によって申し出された金額を、その都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。
- 2 理事において、施設、法人事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第11条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日当たり5,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費は支給しない。

(出張旅費の仮受)

第12条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第13条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第14条 退任理事に対する退任慰労金の金額は、次の基準をもとに算出した金額とする。

(1) 理事長

退職時の月額報酬に在職年数を乗じた額

(2) 非常勤理事

在任期間1年につき 10,000円

2 在任期間の計算は、役員就任日を起算として、1年に満たない端数月のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第15条 退任慰労金は、役員を退任した時点において、現金にて支給する。但し、支給にあたり、法定の源泉税は控除する。

第5章 慶 弔

(受章祝金)

第16条 役員が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、埼玉県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表3に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第17条 役員が傷病により入院が継続して10日間以上に及んだときは、別表3に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第18条 役員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表3に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第19条 役員が死亡したときは、別表4の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第20条 役員が親族等が死亡したときは、別表5に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 附 則

(公表)

第21条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第22条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第23条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けて行う。

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員報酬表 基準号俸表)

号 俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円
11号俸	月額 550,000円
12号俸	月額 600,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 700,000円
15号俸	月額 750,000円
16号俸	月額 800,000円
17号俸	月額 850,000円
18号俸	月額 900,000円
19号俸	月額 950,000円
20号俸	月額 1,000,000円
21号俸	月額 1,050,000円
22号俸	月額 1,100,000円
23号俸	月額 1,150,000円
24号俸	月額 1,200,000円
25号俸	月額 1,250,000円

別表2 非常勤役員の報酬

役職名	業務名称		金額
理事長	法人業務のための出勤	1日につき	30,000円
理事・監事 及び評議員	理事会、評議会その他の 法人業務への出席	1回につき	5,000円

別表3 祝金及び見舞金

区 分	支給基準額	備 考
受章祝金	ア. 埼玉県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 30,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 50,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円 以上 50,000 円以内	

別表4 弔慰金

対 象 者	支給基準額	備 考
理事長	100,000 円	弔電・生花
その他の役員	30,000 円	

別表5 香華料

対 象 者	支給基準額	備 考
父母、配偶者、子	30,000 円	弔電・生花
祖父母、兄弟	10,000 円	
配偶者の父母、義父母	10,000 円	